

第3章

多摩市農業の課題

1 多摩市農業の課題

(1) 農業経営と担い手

本市の農業規模は年々縮小傾向にあり、また、年齢別農業就業人口の状況を見ても、4割近くが70歳以上の就業者であり、高齢化が進んでいます。

2005年農林業センサスでは、販売農家の85.3%で「後継者がいる」状況が報告されていますが、一方で、農産物の販売額については、50万円未満の販売農家が約44%で、自給的農家と合わせると、農家全体の約85%が50万円未満の販売であり、農業以外の収入に主に依存していることがうかがえます。

これらの状況を鑑みると、今まで以上に『業』としての農業の確立、営農意欲・プロ意識の高揚を図り、農業を魅力ある産業として育成していくとともに、労働条件や収入等の水準を高め、後継者が将来を託せる産業としていく必要があります。

そのためには、認定農業者を確保、育成することにより、経営の改善を進めることが必要になってきます。

担い手の確保という観点からは、女性農業者の育成とともに、他産業に従事し定年退職した農家世帯員や休日のみ農業に従事している兼業農家の世帯員も大切な担い手であることから、支援を行う必要があります。

さらに、農業へのふれあいを求めている市民の力を、いろいろな形態で、農家の労働力不足の解消に活かせるシステムの検討が求められています。

このほか、食の安全への関心が高まる中、安全で新鮮な農産物を求める要望が高いことから、減農薬・減化学肥料栽培への取り組みを進めるとともに、販売経路の拡大や、学校給食への提供の推進など、地場農産物を地域で消費する「地産地消」を推進する必要があります。

(2) 農地の管理・保全

農業の基盤である農地の保全は、担い手の問題と並び重要な課題です。

本市の農地面積は、現在、約55haであり、その内、生産緑地は約30haで指定率は約55%となっています。

生産緑地については、保全されるべき農地として今後残っていくことが予想されますが、農業者の高齢化が進んでいるので、農地として長期間の保全が保障されている訳ではありません。

また、生産緑地地区に指定されていない、いわゆる宅地化農地についても、平成19年度においても約2haが転用されており、今後も一定の転用は進むものと思われます。

農地の保全のためには、農業が、経済的に採算がとれ、農業者、後継者にとって魅力あるものとなるための、営農環境の整備・保全への支援が必要です。

また、農地保全にとっての大きな課題である相続について、農家としては「相続税納税のために大半の農地を売却しなければならず、農業継続は困難になる」

という考えをもっており、相続が農業に与える影響の大きさがうかがえます。

さらに、地価の高い都市部においては、分割均等相続の傾向が強くなっていることから、相続が発生する度に、農地の細分化や経営の縮小がひきおこされると想定されます。

これらのことから、農地の保全のために、生産緑地と宅地化農地という枠組みにとらわれない農地全体に対する保全策が求められており、営農を目的とした生産緑地の指定や相続の問題について、関係機関へ要望をしていく必要があります。

(3) 農のもつ多様な機能の発揮

農業は、農作物の生産という本来の機能の他に、農作業体験を通じた教育的機能、市民農園による「農」とふれあう機能など、様々な機能を持っており、また、農地は、潤いのある景観形成や災害時のオープンスペースとしての機能を持っていることから、市民と農業者が協働して、こうした機能が有効に発揮されるよう努める必要があります。

特に「食育基本法」が制定されたことにより、農業も、「食育」を推進するための有効な方策と位置づけられることから、関係機関と連携の上、食育の推進を図っていく必要があります。